

飼い犬に関する届け出、手続き

問 健康推進課 ☎ 62-1235

犬の登録、狂犬病予防接種は法律で定められています。犬を飼い始めたとき、登録内容に変更があったとき、飼い犬が亡くなったときには忘れずに手続きをしてください。「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度の開始に伴い、4月1日（土）から宿毛市での犬の登録方法が一部変更になります。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録している場合の手続き

- ペットショップ・販売業者から購入された方は、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトで登録変更を行う（30日以内に手続き）。



【登録変更手数料】 ● オンライン申請 **300円** ※パソコンやスマートフォンから行えます。

- 紙による申請 **1,000円** ※紙申請対応窓口 **03-6758-6170** にお電話してお取り寄せください。

- 国の指定登録機関から宿毛市に登録情報が通知されます。
- 装着しているマイクロチップが鑑札とみなされるため、宿毛市への登録手続きは必要ありません。
- 引っ越し、犬が亡くなった時など、登録内容に変更があった場合は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で手続きを行うことで宿毛市の登録内容も変更されます。

※市外に引っ越し場合は、自治体によって手続き方法が異なる場合がありますので、新住所の市町村窓口にお問い合わせください。

マイクロチップを装着していない、または民間登録団体（AIPO、Fam、JKCなど）にのみ登録している場合の手続き

- 登録は市役所窓口、動物病院で手続きできます。

【登録手数料】 **3,000円**

- 登録時に鑑札（犬型プレート）を交付します。鑑札は犬の首輪に装着してください。迷子になったときに飼い主を探す手がかりとなります。
- 引っ越し、犬が亡くなった時など、登録内容に変更があった場合は市役所窓口で手続きが必要です。



※市外に引っ越し場合は、鑑札を持って新住所の市町村窓口で手続きしてください。

宿毛でお花おもてなし事業 活動団体募集

問 環境課 ☎ 62-1252

明るくきれいな街づくりや観光振興を推進するため、市道の植え込み等に草花の植栽を行うボランティア団体を募集します。



活動団体 ※営利を目的とした活動や政治もしくは宗教的団体は対象外

3名以上で構成し市内を活動拠点とする団体で、草花の植栽や花壇の草引きおよび手入れ等の環境美化活動を継続して行う見込みがある団体を選定

活動場所 ※プランターへの植栽は対象外

- 市道桜町藻津線（宿毛駅前付近）の重点実施場所 ● 市道の植え込み等で公共性のある場所
- 直接、植栽可能な場所で管理者または所有者の承諾が得られている場所

支援内容 ※予算の範囲内で支援 ※予算に達し次第、募集終了

- 1団体あたり最大50,000円まで支援 ● 草花の種苗、その他これに類するもの（樹木は除く）の提供
- 土や肥料、その他これに類するものの提供 ● 活動に必要なごみ袋の提供とごみの回収

支援期間 4月3日（月）～令和6年2月29日（木）

申込方法 活動支援申請書に必要事項を記入のうえ、環境課へご提出ください。※申請書は環境課で配布

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
4	23(日)	市役所税務課	9:00～17:00
<ul style="list-style-type: none"> ● お昼休みも納付できます。 ● コンビニ等でも納付できます。 			

納付は **口座振替・コンビニ納付** が便利

高知けいば **パルス宿毛**

4月	8・9・15・16・22・23・29・30
5月	6・7・13・14・20・21・28・30